三(1)　事務所の所在地の変更

変更前	岐阜県美濃加茂市太田町三千二百五十九番地二
変更後	岐阜県美濃加茂市西町七丁目十八番地

(2)　変更年月日
平成二十四年一月一日

○九州地方整備局告示第一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月四日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号
九州地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人福岡県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	山田　清
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十三年十二月二十四日

国会事項

衆議院

辞令

（記録部第四課長）衆議院参事　本橋　洋子
（警務部警備課長）同　角南　春仁
願により本職を免ずる（各通）（二十三年十二月三十一日）

衆議院法制局

辞令

（法制企画調整部副部長法制企画調整部調査課長事務取扱）
衆議院法制局参事　城戸　宣正
願により本職を免ずる（二十三年十二月三十一日）

参議院

辞令

（行政監視委員会調査室首席調査員）参議院常任委員会調査員　青森　昭継
参議院常任委員会専門員に任ずる
行政監視委員会調査室長を命ずる
（議事部副部長）参議院参事　笹嶋　正
議事部副部長を命ずる
情報システム安全管理担当を命ずる
（委員部議院運営課長）同　松本　智和
議事部副部長を命ずる
議事部議事課長事務取扱を命ずる
（国土交通委員会調査室首席調査員）参議院常任委員会調査員　山内　一宏
行政監視委員会調査室勤務を命ずる
行政監視委員会調査室首席調査員を命ずる
（議事部議事課長）参議院参事　岡村　隆司
委員部議院運営課長を命ずる
（庶務部文書課情報化推進室長）同　平出　重保
情報システム安全管理室勤務を命ずる
情報システム安全管理室長を命ずる
（行政監視委員会調査室次席調査員）参議院常任委員会調査員　泉水　健宏
国土交通委員会調査室勤務を命ずる
国土交通委員会調査室次席調査員を命ずる
（議事部副部長）参議院参事　門倉　裕
議事部請願課長事務取扱を命ずる（以上一月一日）
（行政監視委員会調査室長）参議院常任委員会専門員　富山　哲雄
願により平成二十三年十二月三十一日限り常任委員会専門員を免ずる（二十三年十二月三十一日）

国立国会図書館

辞令

（電子情報部電子情報サービス課長心得）国立国会図書館司書　竹内　秀樹
電子情報部電子情報サービス課長を命ずる（一月一日）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣野田佳彦は、二十三年十二月二十五日中華人民共和国へ出張のため出発した。

○外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
外務大臣玄葉光一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（二十三年十二月二十五日）

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣野田佳彦は、中華人民共和国へ出張のところ二十三年十二月二十六日帰朝した。

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣野田佳彦は、二十三年十二月二十七日インド国へ出張のため出発した。

○外務大臣臨時代理解職
国務大臣　藤村　修
外務大臣玄葉光一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

内閣危機管理監に任命する
米村　敏朗
内閣情報官に任命する
北村　滋
内閣危機管理監
伊藤　哲朗
内閣情報官
植松　信一
願に依り本官を免ずる（各通）（以上二十三年十二月二十七日）

財務省

（国際局次長）財務事務官　山崎　達雄
国際局長木下康司外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（二十三年十二月二十五日）

会計検査院

（第五局情報通信検査課統括調査官）会計検査院事務官　坂本　勝
辞職を承認する（二十三年十二月三十一日）
（第四局農林水産検査第二課総括副長（調査官））会計検査院事務官　大屋　英明
第五局情報通信検査課統括調査官に昇任させる（一月一日）

官庁報告

財政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり今後目指すべき地方税財政の方向と平成二十四年度の地方税財政への対応についての意見の提出があったので、公表する。

平成二十四年一月四日

総務大臣　川端　達夫

今後目指すべき地方税財政の方向と平成24年度の地方税財政への対応についての意見

平成23年12月16日

地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方税財政の方向と平成24年度の地方税財政への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに　～危機から希望へ～

危機は試練を通して希望をはぐくむ。歴史が教えてくれる通り、閉塞感を吹き払い、新たな未来を切り開くような改革は、いずれも危機の時代に生まれている。世界にも稀な速さで進む高齢化への対応に追われる中で、内では東日本大震災・原発事故という未曽有の複合型災害に襲われ、外からは世界的な信用不安が引き起こした経済危機にさいなまれている。かつてない二重、三重の危機の渦中にあるといえるが、試練が厳しいほどそこにともる希望の灯は輝くと信じたい。